

農林抄

規制法としての卸売市場法 2017

年、規制改革会議が、農産物卸売市場流通の改革を提言し、「農林水産業・地域の活力創造本部」で決定、18年通常国会で審議可決されることになっている。上程される「卸売市場法と食品流通構造改善促進法の改正案」は、中央卸売市場の民間開設を可能とし、99年、04年の改正同様、取引規制を緩和することを内容としている。

卸売市場法は、もともと卸売市場自体の認可や許可、事業者の許可や事業の報告義務、経済活動への規制・制約を設けた規制法である。特に中央卸売市場への規制が強い。こうした規制法の下で、はたして生鮮流通業者の創意を生かした経済活動が促され、豊かな食生活を作り上げることができているかわく問われている。

18年卸売市場法改正と農産物流通の在り方①

経済活動に影響を与える取引規制には次の6つの原則がある。

- ①「取引手法は、相対取引ではなく、セリ・入札であること」
- ②「卸売業者は、出荷者、仲卸や売買参加者に差別的な取り扱いをしてはいけないこと、特に出荷者が販売を委託した場合その農産物の受託を拒否するなどの受託拒否はしてはいけないこと」
- ③「現物として市場にある商品以外のものを扱ってはいけない、といった商物一体の原則」
- ④「卸の取引相手は、許可を受けた仲卸などの売買参加者に限られ、スーパードなど、それ以外の第三者へ販売してはいけないこと」
- ⑤「卸が、自分が属する市場で自ら買い手となること」

てはいけない買受の禁止」

⑥「仲卸は産地から買ったり、委託を受けてスーパードなどへ販売してはいけないこと。(買受の禁止、委託販売の禁止)」

既に自由になっている卸売市場規制

卸売市場法の弾力化では、いつもこの6つのうちのどれかが話題になるが、これらについて議論するのは、正直あまり生産的ではない。というのも、これら取引規制はいずれも原則にすぎず、実質的にはあつてないに等しいからである。まずもって、厳しいのは中央卸売市場であつて、地方卸売市場には既に三番目以降の規制はない。開設者も民間でも構わないことになっている。また残っている規制にしても、開設者が認めたり、特別な事情があつたり、いずれかの条件

をつけたり、はたまた業務規定で定めたりすれば、すべてなくなつてしまふ。

その結果この法律は、「原則規制、実質自由」の融通無碍な法律となつている。そうなのは改正に反対する人々に配慮し「徐々に改正」と考へた結果であらう。

私は、国民生活の安定に資する生鮮食料品を確保するには、やがては法律そのものを廃止し、食品安全性に関わる項目も含めたより大きい枠組みを持つ食品流通法のようなものを作つたほうが良いと考えている。それによつて市場内事業者の創意ある事業展開が開けるだけでなく、近年、卸売市場法の網を被らない民間の生鮮流通事業者が増加しているが、これら民間の生鮮流通事業者との間に生じている社会的な不公平の是正・解消にもつながると考えているからである。

(つづく)

農林抄

市場法の目的を実現するには新たな

法律を作った方がよい 前回、私は、

自由で流通の合理性を追究できる新法

な法律が必要と書いた。卸売市場法は、

生鮮食料品の取引の適正化と生産およ

び流通の円滑化で国民生活の安定を図

ることを目的としている。それには、流通業者の

創意工夫が必要で、卸売業者の成長なくして、農

業生産の活性化や国民生活の安定はないと私は考

えている。その点で、法律の監督官庁である農水

省と私の認識にそう違いはないと思う。

違うのは、卸売市場法の枠内でそれが可能かど

うかである。農水省は規制を最大限緩和すれば現

行法の下でも自由な事業展開ができると考えてい

るのであろう。

実際、99年と04年の

改正を経て、法律自体

は、「原則規制・実質自由」の融通無碍となつて

おり、地方卸売市場の事業者にはほとんど自由な

事業が可能となっている。今回の改正案では中央

卸売市場もそれに倣おうというものだ。

現行法が時代と合わなくなっている諸点 た

だ、現行法の問題は、第一に、原則規制、実質自

由といった中で、本当に自由な卸機能の発揮がで

きるかどうか、第二に、同じ市場内での卸売業者

間に自由度の不正を生んでいないか、第三は、

生鮮流通卸には、すでに卸売市場以外の民間事業

者がいるが、自治体等が介入して便宜を図る市場

内業者との間に社会的な不正を生んでいないかと

いった諸点である。

農水省は、「集荷・分荷・価格形成・代金決済」

18年卸売市場法改正と農産物流通の在り方

需要を拡大するには、顧客を増やすことであ

り、リテールサポート

を卸売市場の「核」として残すとしているが、通

常言われている卸の機能には、商流、物流、情報

流、金融がある。農水省が言う「集荷」などの卸

売市場の四つの機能はすべてこれらの機能に含ま

れており、市場内卸だろうと、民間卸だろうと、

卸業者なら普通に行っていることである。もし農

業や食品企業を活性化し、豊かな国民生活の実現

を考えるなら、農水省はただ単に、「今後卸売業

者が自らの卸機能を最大限発揮できるように環境

を作る」とだけいえばいいのだらう。

卸機能を最大限発揮するとはどういうことか？

細かいことを言うつもりはない。卸の本来の役

割は、農産物需要を拡大し、我が国の農業生産の

拡大に資することである。

機能、コンサルタント機能、低温度帯の高度な物

流機能、加工業務等々は必須となる。他方、産地

に対しては、これらのニーズに沿った生産を提案

していくことが重要になる。消費地で売られてい

る商品は何か、将来どのようなものにシフトして

いくのかといった情報提供で産地は強くなる。

つまり卸は産地から消費地まで流通全体をコー

ディネットする力を持たなければならない。それ

が現行の卸売市場法では、前者の機能は中卸、後

者の機能は卸とされ、両者が分断されておりとて

も流通コーディネットどころではない状況に置か

れている。やはり、卸売市場法のもとでは、卸機

能を最大に発揮することはできないと考えた方が

よいのではないか。

(つづく)

抄林農

卸売市場法改正反対に説得力ある口ジツクはあるか？ 卸売市場法の最大の課題は、産地と消費者の間に情報の分断が起きることである。そのため流通の全体合理の追及に支障がおき、産地の拡大や豊かな消費生活の実現に障害となる。そこで市場法改正の動きが出ているのだが、世に改正反対の論調は多い。農産物流通が専門という学者は、卸売市場経由率が高いことから市場機能が維持されなければならないと解説していた。青果や水産物は5-6割が卸売市場経由である。

原則に則っているのは商売が難しいのが現実 他方、卸売市場でのセリは1割程度というのは常識

だ。残りの8割以上9割弱は、相対取引となつている。市場機能の

18年卸売市場法改正と農産物流通の在り方③

原則はセリまたは入札である。それが、5割の取扱量のうちの1割ということは、我が国流通量の5%しか卸売市場法の原則通りの流通をしてないということだ。つまり、原則での流通は少数派ということだ。それは、原則どおりやっていますは商

売にならないからだ。中央卸売市場でセリを仕切る親会社は赤字で、自由に取引する子会社は黒字の優良企業といった親会社と子会社の逆転現象は市場では普通のことだ。それでも市場を経由したことになれば、市場流通量はある程度のボリュームになる。卸売市場法が、農産物流通の活性化を担うというのはフェイクでしかない。

卸売市場は取引コストが小さいか？ また別のある学者は、農家にとつての取引コストが小さく

なるから卸売市場が必要だとして改正反対を唱えていた。はたしてそうか？ 規制改革推進会議は、もつと自由に営業できた方がコストは安くなり、社会的厚生が高まると主張しているのだが。この学者がこうしたロジックで法律改正に反対しているのは、推測するよりほかないが、市場以外に民間卸流通はないと思ひ込んでいるのか、民間卸はコスト高で官製市場はコスト安といった民間悪者論があるのか、「受託拒否の禁止」などにみられるように卸売市場は農家保護のためにあると思ひ込んでいるのか、いずれかであろう。いずれも間違ひである。私は「受託拒否の禁止」条項はいらなと思ひついている。不当と思ひつたら、公取案件にすればいい。むしろニーズのないものを作つても、

卸が必ず引き取つてくれるというのでは、出荷された卸や小売、消費者は迷惑なだけで国民生活の安定にも悖る。農家はやはり社会的に必要とされるものを作るようにすべきだろう。

施設を安く使えるから、が最も説得力があるが

ある中央卸売市場の仲卸に公設市場の必要性について聞いてみた。この仲卸、実際には産地から買ひ入れており、市場法規制を超えて事業を行っている。本来なら市場法は商売の障害になるだけだろうが、どうしても必要だという。検査の必要性やらいろいろ語つてくれたのだが、よくよく聞いてみると、明言はしないが、自治体が開設してくれる場所を安くつかえるのがいいといつてしまうのだ。納得した。やはり市場法はなくてもよい。(おわり)